

「令和 6 年 6 月 2 日から 8 日は『危険物安全週間』です」

「危険物」ってご存じですか？

消防法では、ガソリンや灯油は「危険物」とされます。

すっかりおなじみになった消毒用アルコールも「危険物」となることも！

わたしたちの暮らしに欠かすことのできない「危険物」ですが、その名のとおり、引火しやすい性質があるなど大変危険なため、取り扱いには注意が必要です。

『危険物安全週間』とは…1990 年（平成 2 年）に消防庁により制定され、毎年 6 月の第 2 週（日曜日から土曜日まで）の 1 週間は『危険物安全週間』として実施しています。気温が高くなり、危険物の自然発火による火災が多くなる夏季を目前にした 6 月初旬に、様々な啓発活動を行っています。

『危険物安全週間』を迎えるにあたって、身近な「危険物」の注意点をまとめました。ぜひチェックしてください。

消毒用アルコールの取り扱いについてはこちら。

**消毒用アルコールからは、引火しやすい可燃性蒸気が発生します。
取扱いに注意しましょう。**

※アルコール濃度（重量％）60％以上もしくはアルコール度数（体積％）約67％以上の水溶液は**危険物**に該当します。



火災予防上の注意事項



- 火気の近くで使用しない
- 直射日光が当たる場所や高温となる場所に設置・保管しない



- 詰替えや多量の噴霧は、通気性の良い場所などで行う
- 容器に「火気厳禁」などの注意事項を記載する



ガソリンの取り扱いについてはこちら。

注意 しよう!!

ガソリンの貯蔵と 取扱いの注意事項



その①
容器について

灯油用のポリエチレン罐にガソリンを入れるのは非常に危険!



ガソリンを入れる容器は消防法令により一定の強度のある素材を使用することと容量が制限されている。

その②
購入について

セルフスタンドでは利用者が自らガソリンを容器に入れることはできない!!



消防法令の基準に適合した容器でガソリンスタンドの従業員に入れてもらう。

その③
保管について

ガソリンを容器に入れて、長期間、または不必要に保管することは極力控える!



ガソリンは、揮発性が極めて高く火災が発生すると爆発的に広がるので注意し、直射日光や高温になる場所には保管しない。

その④
噴出事故防止について

ガソリン噴出は事故につながるので取扱いには充分注意する!



! 噴出注意!

- ★筒頭の安全を確認
- ★フタを開ける前に①エンジン停止 ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

その⑤
取扱いについて

使用時には取扱説明書をよく読み、適正な取扱いを心がける!



パッキンの劣化、キャップの締め方の不備等注入口からの漏れによる危険物漏えい事故の報告があるので注意する。

危険物の取り扱いには十分注意しましょう。